

なごや子どもの けん り じょう れい 権利条例



すべての子どもが^こ幸せ^{しあわ}になるように、
名古屋市も大人も「なごや子ども^この権利条例^{けんりじょうれい}」で
子ども^この権利^{けんり}を守ることを約束^{やくそく}します。

なごや子どもの権利条例 🔍



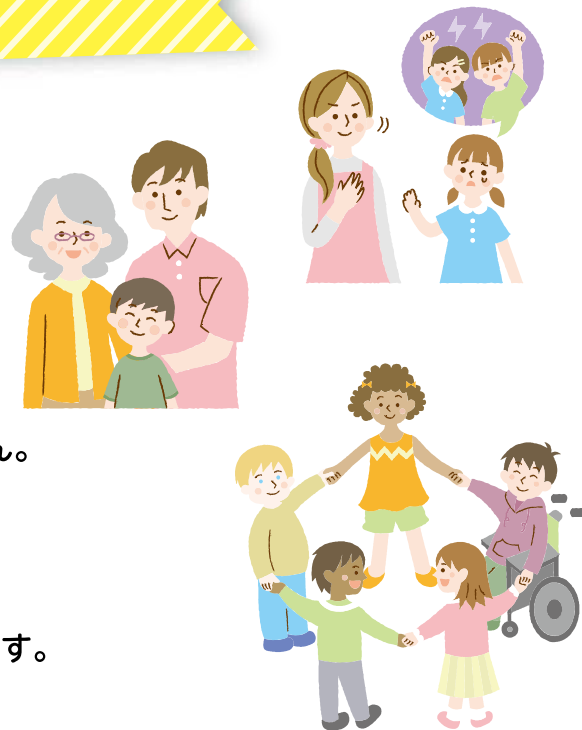
※QRコードは(株)デンソーウェーブの登録商標です。

すべての子どもには

子どもの「権利」とは、子どもが幸せになるために守られるものです。

安全に安心して生きる権利

- 命が守られます。
- 周りから愛情と理解をもって育てられます。
- 病気の時は医者さんにみてもらえます。
- いじめや暴力などから守られます。
- どんな理由があっても差別されることはありません。
- 一人一人の成長に合わせた生活ができます。
- 安全に安心して過ごせる居場所があります。
- 困ったことやつらいことがあったら助けてもらえます。



一人一人が大切にされる権利

- 自分らしさが大切にされます。
- 自分の考えを自由に持ち、表現できます。
- 周りから認められ、頼りにされます。
- 自分のことで、人に知られたくない時には、それが守られます。
- 自分の持っている力を出すことができます。



「権利」があります

子どもは、生まれたときから一人の人間として大切にされ、自由に生きることができます。

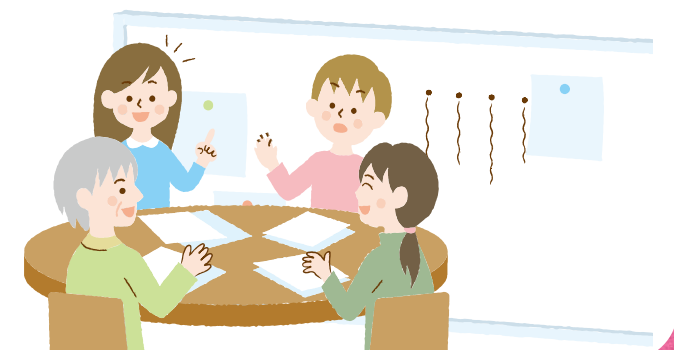
のびのびと豊かに育つ権利

- 学ぶことができます。
- 遊ぶことができます。
- ゆっくり休むことができます。
- いろいろな人とふれあうことができます。
- 自然とふれあうことができます。
- 地域の活動に参加できます。
- スポーツ・音楽など、自分が面白そうだと思うことに参加できます。



自分の気持ちで参加する権利

- 思ったことや感じたことを周りに言い、きいてもらうことができます。
- 自分たちの意見が大切にされます。
- 意見をきいてもらうために、周りの人に手伝ってもらえます。



子どもの「権利」は、あなたにも、友達やきょうだいなど、他の人にもあります。

自分の「権利」と同じように、他の人の「権利」も大切にしたいですね。

おとなは子どもの「権利」を守って

みんなで子どもを支えます

子どもは、いろいろな人に助けられます

保護者の役割

- 子どもが安心して育つことができるように、子どもにとって最も良い方法は何かを第一に考え、子どもを守って育てます。

※親及び里親その他親に代わり子どもを養育する者



学校や施設の人たちの役割

- 子どもが自分からすすんで学び、育つことを応援します。
- 虐待、体罰、いじめ等から子どもを守るためにいろいろな人たちと協力します。
- 子どもが権利について理解し、自分の意見を言えるよう応援します。



地域の人たちの役割

- 子どもを地域社会の一員と認識し、子どもの育ちを支えます。
- 子どもが安全に安心して暮らせる地域をつくれます。



働いている人たちの役割

- 子どものいる人が仕事と子育てを両立できるようにします。



名古屋市はこんな取り組みをしています！

虐待やいじめを防ぐ努力をしたり、虐待やいじめを受けた子どもを助けたりします。



子どもがほっとできる居場所や、いろいろなことを体験できる場所をつくります。



子どもが自分からすすんで参加し、意見を言い、きいてもらう機会をつくり、子どもの意見を大切にします。



子どもにかかわる計画を立て、子どもを支えるための取り組みを進めます。

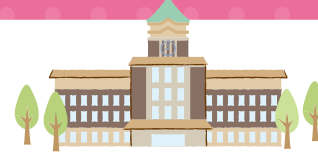


子どもの権利について、市民の関心を高め、その普及を図るために広報活動します。

子どもの権利を守るための相談室「なごもっか」があります。
(くわしくは裏表紙へ)

市

- 大人が力を合わせて、子どもを大切に育てることができるように、子どものことを考え、いろいろなことに取り組みます。
- 大人がそれぞれの役割を果たすことができるよう支えます。



くわしくは右のページ

こどもが自分の権利を信じて、
 安心して育つことができるように、
 子どもの権利を守って、子どもの健やかな育ちを
 社会全体で支えるまちをつくります。



“子ども”や“子どもの権利”についての考え方

- 子どもには、生まれながらにして一人一人が
 かけがえのない存在として大切にされる「権利」があります。
- 子どもは、周りの人に大切にされ、愛され、信じてもらうことで、
 自信を持って安心して大人になっていくことができます。
- 子どもは、自分を大切にされることで、周りの人を
 大切にすることを知ることができます。
- 子どもは、周りの友達や大人とかかわることで、思いやりの心や
 ルールを覚えることができます。
- 子どもは、自由に考えたり、意見を言ったりできます。
- 子どもは、自分の権利を信じ、自分の権利が大切にされることで、
 自分の意思を持って生きることができます。

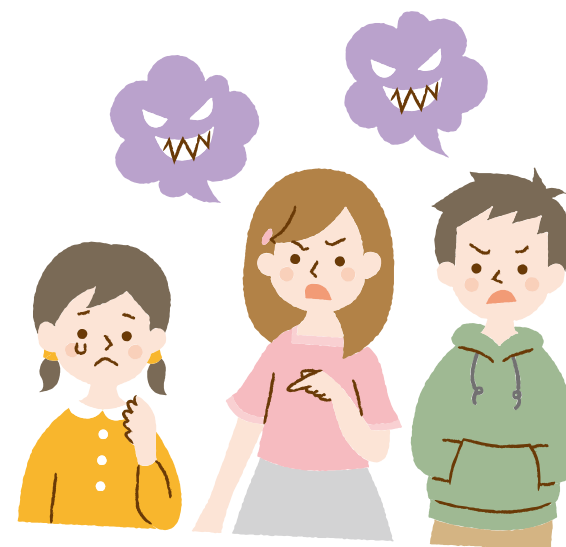
なごや子どもの権利条例の全ての文章はここから読めます
 (PDFファイルがダウンロードされます)



困ったときは「なごもっか」に相談できます

こんなことで困ったことは
 ありませんか？

「いじめられる」



「プライバシーが守られていない」



「ゆっくり休んだり
 遊んだりする時間がない」



「意見を自由に言えない」



困ったり、悩んだりしたときは相談してみましょう。
 まわりの人に助けてもらえます。

くわしくは
 つぎ
 次のページ

なごやし こ けんり まも そうだんしつ
名古屋市には、子どもの権利を守るための相談室

「なごもっか」があります。なごもっかは、みなさんが
じぶん かんが おも い はなし き
自分の考えや思いを言えるように話を聞き、
ともに かんが き も たいせつ
考え、みなさんの気持ちを大切にします。



子どもの権利相談室 なごもっか
マスコットキャラクター「なごもん」

こ せんよう
子ども専用フリーダイヤル

は な し き く よ
0120-874-994

あ き てがみ そうだん
会いに来て、手紙でも 相談できます

〒461-0005

なごやし ひがししくひがしぐらいつちようめ ばん ごう
名古屋市東区東桜一丁目13番3号

なごや ほうそう かい
NHK名古屋放送センタービル6階



なごもっか
Twitterアカウント
@NagomokkaNagoya

ファックス そうだん
FAX でも相談できます

052-211-8072



なごもっか



〈発行 令和4年10月〉

名古屋市子ども青少年局企画経理課（市役所本庁舎2階）

〒460-8508 名古屋市中区三の丸三丁目1番1号

TEL:052-972-3081 FAX:052-972-4437 電子メール:a3081@kodomoseishonen.city.nagoya.lg.jp



名古屋市子ども青少年局
Twitterアカウント
@Kodomo_Nagoya